

浦河公共職業安定所発表  
令和6年1月16日

担 当	浦河公共職業安定所		
	所 長	川原田 聡	
	雇用指導官	北野 恵子	
	電話	(0146) 22-3036	

## 令和5年 障害者雇用状況の集計結果

浦河公共職業安定所（所長 川原田 聡）では、令和5年「障害者雇用状況等報告」（令和5年6月1日現在）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

### 集計結果のポイント

#### 【民間企業（43.5人以上規模の企業）】（法定雇用率2.3%）

- 雇用障害者数は対前年比を上回るも、実雇用率は対前年比を下回る。
- 法定雇用率達成企業の割合は80.0%と、対前年比3.3ポイントの減少。

#### 【地方公共団体】（法定雇用率2.6%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回る。

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
		浦河所	北海道	全国	浦河所	北海道	全国
民間企業	2.3%	3.52%	2.58%	2.33%	80.0%	53.1%	50.1%
地方公共団体	2.6%	2.27%	2.56%	2.74%	71.4%	70.7%	79.0%

## 民間企業における雇用状況

- 集計企業数は30社（前年より12社増加）
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は2,674.0人（対前年比29.9%（615人）増加）
- 雇用されている障害者の数は94.0人（対前年比13.9%（11.5人）増加）
- 実雇用率は3.52%（対前年比0.49ポイント減少）
- 法定雇用率達成企業の割合は**80.0%**（対前年比3.3ポイント減少）

区分		集計企業数	対象労働者数(人)	雇用障害者数(人)	実雇用率(%)	達成企業の割合(%)
管内	5年	30	2,674.0	94.0	3.52	80.0
	4年	18	2,059.0	82.5	4.01	83.3
北海道	5年	3,895	668,994.0	17,255.0	2.58	53.1
	4年	3,928	666,021.0	16,234.5	2.44	51.3
全国	5年	108,202	27,523,661.0	642,178.0	2.33	50.1
	4年	107,691	27,281,606.5	613,958.0	2.25	48.3

### 【浦河】（各年6月1日現在）

項目 年	集計企業の内訳			達成企業の割合		常用労働者数（管内）		実雇用率		不足数 （管内）
	計	達成	未達成	管内	北海道	対象労働者数	障害者数	管内	北海道	
令和5年	30	24	6	80.0%	53.1%	2,674.0	94.0	3.52%	2.58%	14.0
令和4年	18	15	3	83.3%	51.3%	2,059.0	82.5	4.01%	2.44%	7.0
令和3年	21	16	5	76.2%	50.1%	2,151.0	62.0	2.88%	2.37%	5.5

## 地方公共団体における在籍状況

- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は946.0人（対前年比2.0%（19.5人）減少）
- 雇用されている障害者の数は21.5人（対前年比4.9%（1人）増加）
- 実雇用率は2.27%（対前年比0.15ポイント増加）
- 法定雇用率達成機関の割合は**71.4%**（前年から変動なし）

## ハローワークの取組

### 民間企業については、

- 障害者の就職者数は着実に進展しておりますが、**20.0%**の企業が法定雇用率を未達成であるため、今後とも各企業が法定雇用率を達成するよう、制度の周知・指導に努めてまいります。
- また、障害者の職業相談、職業紹介、関係機関と連携したチーム支援の充実（同行訪問、ジョブコーチ等を活用した職場適応・職場定着の促進、各種助成金制度の情報提供等）により、障害者の雇い入れから職場定着までの一貫した支援にも努めてまいります。

### 地方公共団体及び独立行政法人等については、

- 民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成機関に対しては、個別指導を実施することで法定雇用率の早期の達成に努めることとします。

## （ 参 考 ）

### ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（**法定雇用率**）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- **一般の民間企業** …………… **2. 3%**
- **独立行政法人等** …………… **2. 6%**
- **国、地方公共団体** …………… **2. 6%**
- **都道府県等の教育委員会** …… **2. 5%**

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者、知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当面の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。